

令和2年

第3回忠岡町議会臨時会会議録

開会 令和2年11月20日

閉会 令和2年11月20日

忠岡町議会

令和2年 第3回忠岡町議会臨時会会議録

令和2年11月20日午前10時、第3回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	村田 健次		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長兼産業振興課長	
教育部長	二重 幸生		谷野 栄二
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防署長	柏木 忠司

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長 (北村 孝議員)

おはようございます。

ただいまから、令和2年第3回忠岡町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (北村 孝議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (北村 孝議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (北村 孝議員)

はい。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和2年第3回忠岡町議会臨時会議事日程についてご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第7号))

日程第4 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第8号))

日程第5 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第3号))

日程第6 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて
(忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

日程第7 議案第59号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第60号 一般職の職員の給与に関する条例及び忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第61号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第9号)について

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

第3回忠岡町議会臨時会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。町長。

町長（杉原 健士町長）

改めまして、皆さんおはようございます。ご案内のように、令和2年第3回忠岡町議会臨時会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらず出席賜り、誠にありがとうございます。

本日、提案させていただいております議案につきましては、昨日全員協議会でご協議を頂いたところではございますが、本日もよろしくご審議のほどお願いいたします。

ところで、昨日は新型コロナウイルスの感染者が東京で初めて500人を超え、東京都では警戒レベルを最も高い「感染が拡大している」に引き上げました。大阪府においても初めて300人を超え、過去最多の338人となるなど全国的にも感染が急速に拡大をしております。また、国内では12万6,000人の方が感染し、既に回復された方もおられますが、約2,000人の方がお亡くなりになられております。

本町といたしましても、コロナ関連の施策を早急を実施し、住民の皆様にもさらなる感染予防の啓発を行うことで、感染拡大の防止に最大限努力してまいりたいと考えております。

本日は、既に専決補正をさせていただいておりますそのコロナ関連の補正予算や、児童遊園地購入費を含む補正予算などご審議をいただきますが、どうかご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私のご挨拶に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、2番・河瀬成利議員、4番・小島みゆき議員を指名いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第3 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第7号））を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

はい。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第55号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）で、9月11日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は343万1,000円で、これを補正することにより、予算総額は92億5,933万9,000円となります。

主な内容につきましては、町長選挙費の歳出予算組替え及び町議会議員補欠選挙費に係る予算について計上するものでございます。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

昨日の全員協議会で、町の選挙の公報が一部の町内で配られていないということがありましたということで質問させていただきました。一応、町の選管のほうからは、訪問調査等をされるということでご回答いただいたんですけども、そこでちょっと2点お聞きしたいんですけども、例えば実際にうち入ってないというような町民さんがおられて、ご紹介させていただいたら、そこにご訪問いただけるのかということも1点と、あと、その選管が調査を主体性を持ってされるということですけども、その調査結果をきちんとまた改めて後日、議会のほうに報告していただけるのかということも2点お聞きしたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

昨日の全員協議会におきまして、勝元議員からご質問がございました。選挙公報がない部分につきましては、選挙管理委員会の職員のほうが現地のほうに赴きまして、調査をさせていただきます。また、結果につきましては、議会の報告できる場がございますので、そちらのほうでまたご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

その報告の場というのは、全員協議会とか次の議会とか、そういった場になるんでしょうか。ざっくり今の時点で分かる範囲で結構ですけども、どういった場を想定されるか、お聞かせいただけますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

調査のほうがいつ終わるか分かりませんが、議会の皆さんがおられる場でご報告をさせていただきたい、そういうふうに考えております。

1 1 番（勝元由佳子議員）

もう結構です。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありますか。

(な し)

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第7号））を、採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第4 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第8号））を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第56号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第8号）で、10月9日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は3億3,069万1,000円で、これを補正することにより予算総額は95億9,002万9,000円となります。

主な内容につきましては、総務費で新型コロナウイルス感染症拡大により生じた各施策に係る予算などを計上するものでございます。

次に、債務負担行為の補正といたしまして、忠岡町新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度で、期間は令和2年度から令和7年度まで限度額を2,000万円と定めるものでございます。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありますか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第8号））を、採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第5 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号））を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第57号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、10月9日付をもって処分した次第であり、今回の補正予算は歳入予算を組み替えるものであり、主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う関連施策に係る予算について歳入予算を財源更正するものでございます。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありますか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号））を、採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第6 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第58号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、令和2年10月24日付をもって処分した次第であります。

本件は、町長の任期中において、町長の給料月額を2割減額し、引き続き町長及び教育長の退職手当を支給しない旨の規定を追加するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありますか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）を、採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第7 議案第59号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第59号、忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取扱いに準じ、特別職の職員の期末手当を年間0.05か月分引き下げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第59号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第8 議案第60号 一般職の職員の給与に関する条例及び忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

はい。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第60号、一般職の職員の給与に関する条例及び忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取扱いに準じ、一般職の職員の期末手当を年間0.05か月分引き下げするため、一般職の職員の給与に関する条例を改正し、また、それに伴う所要の規定を改正するため、忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第60号 一般職の職員の給与に関する条例及び忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第9 議案第61号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第61号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、3,537万4,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は96億2,540万3,000円となります。

主な内容につきましては、民生費で児童遊園整備事業に係る予算を計上するとともに一部議決済み予算の財源更正をするものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、児童遊園整備事業債において3,250万円を追加するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。松井匡仁君。

7番（松井 匡仁議員）

9月の議会の際に、この関連予算を通したときに、「東区の公園を今後整備していきま

す」というふうにおっしゃっておられましたんですけども、この時期と、こういった公園の機能をもって整備されるのか、お伺いしたいです。よろしくお願ひします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現在、ゲートボール連盟がご使用されておりますので、そちらのほうの方と調整は必要であろうかとは思いますが、現時点におきましては、現在こども園整備と同じ国の社会資本整備総合交付金を活用して整備してまいりたいと考えております。これについま

しては、こども園の整備が完了し、計画を策定し、採択を受けながら活用することになりますので、早くても令和6年度になろうかと考えております。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井君。

7番（松井 匡仁議員）

令和6年、ちょっと遅いなという感じがします。以前、北村議長がちょっとおっしゃられておりましたんですけれども、東区の公園の下には防火水槽、これが埋まっています、東区の防災の倉庫もあります。これは、防災の公園というのもまたちょっと一考していただいて、緊防債などを使って少しでも早く公園整備をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今現在、国の社会資本整備総合交付金を活用することで考えていますが、またこれと同じような交付金、また補助金、また起債が、交付税算入されるようなものがあれば、また検討させていただきたい、そういうふうを考えております。

議長（北村 孝議員）

よろしいですか。

7番（松井 匡仁議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本英生君。

5番（二家本英生議員）

今回、西区のふれあい公園の用地購入について買い戻す予算を組んでいただいたこと、それぞれの立場の皆さんにはご苦勞もおかけしまして、また、このためにご尽力いただきまして、子どもたちにとっては大変よかったですと思います。

昨日の全員協議会の中でも公園の図面を頂き、11月初めに福祉事業者と忠岡町との打

合せをし、今後の事業者の計画もあるということなので、大型の複合遊具と砂場を中心とした、当初の公園の3分の1程度の大きさとなるという説明がございました。頂いた図面の中では、小さい子どもたちがよく遊んでいるシーソーとかジャングルジムなどの遊具が、買い戻す部分から今回外れています。シーソーやジャングルジムを含めた用地を確保するための交渉が可能かどうか、担当部長より答弁をお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、用地の拡大ですね、増やすということについては、事業者の方も事業を展開されるというところから、月初めのほうに本町と交渉いたしまして、大型の遊具の登り口の部分ですね。そこにつきましては本町建設課、事業部長と私どもと担当課長と参りまして確認いたしましたところ、やはりもう少しスペースが必要というところで、そこについては事業を展開される法人に譲っていただいて、少し拡大したところがございます。事業を展開されることから、これ以上の拡大につきましてはちょっと現状難しい状況でありますことをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

そちらの後ろの公園の奥のほうですね。そちらのほうは建物が建つということで、忠岡町と福祉事業者と交渉して、ぎりぎりいっぱいのところを展開していただいたと思います。南側ですね。公園の南側に昨日の説明では駐車場と通路を設置するというので、そういう話がありましたけども、その部分でしたらちょっと駐車場の設置の工夫によっては何とかジャングルジムの用地とかシーソーの用地を、こちらは確保できる、土地というか場所も動きやすいということで、そちらのほうの交渉というのはできないものなのでしょうか。もう一度よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

東部長。部長、声をちょっと大きく。すみません。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきましても先ほどと同じ答弁となりまして、事業所さんが事業を展開されるというところもございますので、ちょっと現状では難しい状況でありますことをご理解願いますようよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5 番（二家本英生議員）

今回、事業者のほうから土地を譲っていただくという形で、その事業者の計画もございます。やはり子どもたちが健康で遊べるような公園、6月の議会ではなくなるという話もありましたので、ここまで進んでいただいたのは皆様のおかげだと思っています。ただ、子どもたちが安心して遊べる用地を、公園を造っていただきたいと、いつも住民の方からも要望がございますので、今後、厳しいかもしれませんが、可能な限り公園用地に向けて交渉していただきたいと思って質疑を終了いたします。

議長（北村 孝議員）

答弁はいいですね。

他に、ご質疑ありませんか。勝元由佳子君。

1 1 番（勝元由佳子議員）

私も従前から質問はさせていただいているんですけども、改めてちょっとお聞きしたいと思います。今回のこの西区の公園の問題というのは、6月議会からもご説明も頂いている通りで、私たちが分かっているところなんです。反対するものではないんですけども、1点やっぱり町側の姿勢というところはお聞きしておきたいんです。

これまでの経緯で言いますと、やっぱり町側の怠りというところが非常に大きいと。この現状はやっぱり町側の怠っているもの、行為の積み重ねだと私は思っています。

まず、この土地が昭和51年ですかね、昭和50年代から地主さんから借りていて、半世紀ほどですね。公園、児童公園になっていたということなんですけれども、まずその半世紀の間に、本来この住民の財産としての公園の必要性を町側が感じていた、認識していたのであれば、やはり本来、バブル期もありましたし、町の住民の財産として取得するようにしておくべきだったのに、それをしていなかった。今のこんな財政難プラスコロナ禍の状況だから買えないというのは分かりますけど、こんな状況になるまで放置していたことがまず怠り、1つあります。

次、2点目、地主さんとの契約内容ですけれども、これも6月議会のときに私も指摘させていただきましたけれども、普通の賃貸借契約みたいに半年以内ですね。地主さんから土地の返還の要請があったら半年以内に原状回復をして返さないといけないと、そういう契約内容になっていました。

土地の上物の性質上、公園と、児童公園という性質を考えたら、そんな半年以内で原状回復して返せるというものではない。やっぱり住民の方々、地域住民の方々に住民説明会を開いたりとか理解を得ようと思ったら、年単位で計画を立てないと、これは進まない話であることは普通に考えれば行政であれば分かるはずなのに、この契約内容を見て誰もおかしいと思わなかったと、そのままずっと来てたということですね。その契約内容について非常に問題ありというところに気付かずずっと今まで来てたところがまず、2つ目の怠りですね。

次、3つ目の境界確定のところ、今回、土地の話があって、9月の時点で実は隣地との境界確定できてなかったんですということもお聞きしました。ということは、4月の時点での町が購入するかどうか検討していたときに、地主さんが土地を売れる状態じゃなかった、町も買える状態ではなかったということがあったわけですね、事実として。そういう基本的なことをなぜ町側が、担当部署もあると思います。なぜ誰もまた、これまた気づかなかったのか。そういう基本的なところをなぜ誰も気づかなかったのかということ、これも3つ目の怠りです。

最後、やっぱりこれ、公園が半世紀ほど存続していたというところで、そもそも最初に公園遊具を設置したりとかフェンスを建てたりとか、遊具を設置したりとか、整備費用を大分かけているはずで。公費を投入しています。その公費の投入をして公園を整備したというのは、その公園が、この西区の公園がずっと存続するというを前提にしていたと思うんです。まさかその途中でなくなりますよということを想定して整備していたわけではないと思います。そうやって公金も投入してきた。そして今こういう状況で、住民の大切な財産である公園が、一部は残ることになりましたけれども、なくなると、縮小されるということになっています。

大きくなるのであればいいことですがけれども、小さくなるというのは、やっぱり地元の子どもさん、親御さんも含めて地域住民の方々にとっては非常に住民福祉の観点でマイナスです。大きなマイナスです。そうやって、これまで半世紀の間はかなり公金も投入してきた、プラス公園という財産も失う、そうやって住民はかなり損失しているわけですね。それが最後、4点目の怠りですけども。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけども、こういう行政側の怠りというところで見ますと、非常に基本的なところで押さえられてないと。普通の一般人でも分かるやんというところが、やっぱり抜け落ちていたところがいっぱい積み重なって、今の状況になっているところが非常に大きいと思うんです。

例えば行政の場合でしたら、瑕疵の治癒というところがあります。要は行政側のミスというのが修復されることがあるんですけども、それについて今の忠岡町の姿勢、これは議会も悪いと思いますけども、もう一部残るから、まあええやんという雰囲気がありますけども、私はそうは思っていないで、これ、今申し上げただけでもかなり行政側の怠りがあります。かなり重大かつ明白な瑕疵のレベルだと思います、誰でも分かることですから。

で、質問ですけども、この行政側の瑕疵の治癒という観点でいくと、いつどのようにして回復されるのか。あるいはもうこのままなし崩しで、「もうええやん。一部残るからもうええやん」でいくのか、町側の姿勢はどういうスタンスなんでしょうか、お聞かせください。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの勝元議員のご指摘につきましては、私、担当部長といたしまして種々気づかなかったこと、チェックできていなかったことにつきましては、私の責任となりますので、私がどうかというところにはなってくるのかなとは思われます。町の全体の流れにつきましては、今後は見直しできる点につきましては見直しをして、全庁的に検討していかなければならない部分もございますので、その点は改善できるように、私たちも日々少しでも改善できるようにというところで努力はしているところではございますが、まだまだできていない部分もたくさんございます。その点については反省し、鋭意もっと努力していかなければならないところもございますので、今後につきましては努力してまいりたいと思いますので。

で、直近の契約書であったりとかいう点につきましては、見直し等もすぐかけてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

勝元君。

11番（勝元由佳子議員）

やってしまってることは仕方ないというところがあるんですけども、やっぱり総じて見ていると、この西区の公園の案件以外でも、やってしまった、やっちゃったというかね、行政側のミスがあったとしても、もうええやんという、なし崩しのいってしまいうところがやっぱり忠岡町は多分にあると思います。なので、そこら辺は体質的なところの改善は、今後していただきたい。

これは今回、西区の公園の件は、私も反対はしません。だけど、そういうこれまでの怠ってきたんだというところは重く認識していただきたい。住民の財産を失っているというところは、役場側の皆さん、理事者側の皆さんには重々認識はしていただきたいと思います。そして今後は、この公園のこともありますけれども、そういう職員さんのミスというんですか、知りませんでしてんとか、そういう怠りがないように重々業務を進めていただきたいと思います。私も含め議会のほうも、今後また何かそういうことがあれば議会でまた取り上げさせていただきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

答弁、要りますか。

11番（勝元由佳子議員）

もう結構です。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第61号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

以上で、本臨時会に付議された事件は、滞りなく全て議了されました。閉会に当たり町

長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

昨日は全協の席で、少し私自身、不規則発言をしたことをこの場でおわびしたいと思います。すみませんでした。

反問権というものを、忠岡ルールでは駄目だということを知りませず発言したことを厚く反省しております。

まあ、全国的に言えば、反問権のルールはあるところはあるそうでございます。しかし、忠岡ルールに従った上、私どもの不規則発言をこの場でお許してください。

さて、私事ではございますけれども、今日の早朝、3時48分に娘に起こされて、びっくりしました。何かなと思ったんですけれども、娘いわく「お父さん、ブログでささやかれてるらしいよ」と、昨日の私の全協の発言等々を既にブログで発信しているところの場面を見させられました。私は朝3時48分に目が覚めて、そこから寝ることができませんでした。

ただいま、先輩議員の少なくなった今にもかかわりませず、忠岡町議会に対して大変ご迷惑をかけたということを重ね重ねおわびしたいと思います。すみませんでした。

本日開会されました本臨時会におきましては、ご提案いたしました諸議案について、慎重にご審議いただき、ご可決いただき、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

本日冒頭のご挨拶でもさせていただきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。住民皆様の健康を守るため、議員皆様と一致協力し、頑張ったいと思いますので、引き続きご理解のほど、ご協力をお願いいたします。

また、次の第4回忠岡町議会定例会に、町政運営を効率的、効果的に運営するため、副町長の選任議案をご提案する予定としております。議員皆様方におかれまして何とぞご賛同賜りますようお願いいたします。

私の好きな言葉で、「百里の道も九十九里をもって半ばとする」、私自身、政治経験、まだまだ未熟でございます。議員各位のご協力をいただきまして、昨日の反省をもとに一生涯懸命、町政運営に頑張ったいと思います。

結びに当たりまして、議員皆様方のますますのご健勝、ご活躍をされますよう心から祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上をもちまして、令和2年第3回忠岡町議会臨時会を閉会します。議員皆様方には、大変ご苦労さまでございました。

(「午前10時47分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年11月20日

忠岡町議会議長 北村 孝

忠岡町議会議員 河瀬 成利

忠岡町議会議員 小島 みゆき